

2021年10月19日

北海道知事 鈴木 直道 様

2022年度(令和4年度)

勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請書

北海道労働者福祉協議会

理事長 出村 良平



北海道への「勤労者・道民」の福祉向上に向けたご要請

コロナ禍の影響が続く中であって、道民生活の安定と勤労者福祉の向上に尽力されておりますことに敬意を表するとともに、日頃より北海道労働者福祉協議会（道労福協）の事業や運動にご理解とご協力をいただいておりますことに心から感謝申し上げます。

道労福協は、「すべての働く人の幸せと豊かさをめざして、連帯・協同で安心・共生の福祉社会をつくります」を理念に掲げ、中央労福協をはじめ各都府県の労福協とともに、加盟団体や幅広いネットワークによる連携・協働により、各般の課題に取り組んでおります。

また、政府の「SDGs 実施指針」においても「新しい公共」の担い手として SDGs への貢献が期待されている「協同組合」の社会的価値を高める活動など、“共助の輪”を地域に広め、格差や貧困、社会的排除や孤立の無い持続可能な社会の実現を目指した活動を進めています。

さて、昨年初頭からの新型コロナウイルス感染拡大による影響は、道内においても経済・社会・雇用など人々の生活全般に大きく及び、生活様式をも一変させました。

コロナ禍の収束が見通せない中で、今もなお多くの人々が不安を抱えながら生活を送る状況が続いており、更に、社会的に弱い立場にいる多くの方々が、コロナ禍により休業・失業、生活困窮、住宅喪失等の困難を抱えるなど格差や社会の分断も拡大しています。日本社会の脆弱さが浮き彫りとなった今、非常時の医療体制はもとより社会的弱者に対する継続的支援等、多様で重層的なセーフティネットの構築が喫緊の課題となっています。

また、10年の節目を向かえた東日本大震災、発災から3年が経過した北海道胆振東部地震等の地震災害、さらに各地における豪雨災害など全国的に大規模自然災害も頻発しています。警戒が必要とされる日本海溝・千島海溝型地震等の地震災害や常態化する豪雨災害など、想定される大規模災害に備えた平時における防災・減災の対策、そして被災者の生活再建支援に関する施策の充実が強く求められています。

一方、多くの大学生が利用する奨学金制度においても、コロナ禍による収入減等により奨学金返済が困難となる利用者の増加が懸念されます。当協議会も運営に参画し、困窮学生に食材の支援等を実施する「ほっかいどう若者応援プロジェクト」の取り組みでは、コロナ禍で経済的に困窮する学生から暮らしや学び、コミュニティの危機に関する多くの切実な声が寄せられています。2020年4月より低所得者を対象とする大学等修学支援法が施行されましたが、その内容は十分とは言えず、教育費の無償化も展望しつつ対象者の中間所得者層への拡充など現行制度のさらなる改善と奨学金返済者への何等かの支援策が必要となっています。

併せて、生活困窮者自立支援法の改正については、生活困窮者自立支援制度の発展と支援体制の強化が求められており、とりわけ、就労準備支援事業、家計改善支援事業の全自治体での実施や制度を担う人材の確保・育成と雇用の安定が喫緊の課題と言えます。

道労福協では、こうした様々な立場にある勤労者・道民の現状を踏まえ、「SDGs（持続可能な開発目標）の達成と協同組合の促進」、「大規模災害等への対応」、「格差と貧困のない社会に向けたセーフティネット強化」、「消費者政策の充実」、「ディーセント・ワークの確立」、「安心できる社会保障の構築」、そして、「くらしの安全・安心の確保」等に関する道内の労働者福祉セクター全体の意見反映として、道労福協や加盟団体等全体で実現をめざす政策課題の要望・要請事項をとりまとめたところです。

私ども道労福協も本要請内容について、広く勤労者・道民全体への理解の進展に努め、その実現に向けて、取り組みを進めて参る所存です。

北海道におかれましても、本要請事項を今後の道政運営と 2022 年度の予算編成に是非とも反映いただきますよう切望し、ご要請申し上げます。

北海道への「勤労者・道民」の福祉向上に向けた要請

1. SDGs（持続可能な開発目標）の達成と協同組合の促進・支援

(1) 北海道における SDGs 推進

① 北海道における SDGs 推進にあたっては、本来 SDGs の中で最も重要な目標のひとつである「貧困の根絶・格差の是正」を重要項目として位置付け、道の各種政策や計画へ反映させる。

特に、新型コロナウイルス感染症の影響により、改めて貧困や格差、社会的セーフティネットの脆弱性の課題が露呈している状況にあることから、現在、コロナ禍による社会経済情勢の変化などを踏まえ改訂が予定される「第2期 北海道創生総合戦略」の基本戦略のなかにも「貧困の根絶・格差の是正」について明確に位置付ける。

② 政府が SDGs 実施指針の優先課題のひとつとして掲げる「全ての人の人権が尊重される、誰一人取り残さない社会」の実現のために、北海道においても、外国人・外国にルーツを持つ人々が地域の中で安心して暮らせるよう、人権・労働基本権の保障、交通インフラの整備、保健医療サービスへのアクセスの保障、教育の機会均等など多文化共生社会への転換を加速させる必要がある。

北海道が「外国人材の受入拡大・共生に向けた対応方向」で掲げている「外国人に選ばれ、働き暮らしやすい北海道」を目指すためには、各種課題に対応する施策の実践が求められるが、とりわけ労働関係法令が遵守された適正な労働条件、就労環境の確保は絶対条件であり、事業者に対する周知・啓発や必要な指導・助言等を適切に実施するとともに、引き続き、北海道外国人相談センターにおける相談対応の充実をはかる。

(2) 北海道による協同組合支援の強化

人口急減地域特定地域づくり推進法や労働者協同組合法の成立など、持続可能な社会づくりに向けた協同組合の役割発揮への期待は、コロナ禍で「人と人とのつながり」のかたちが大きく変容する中においても引き続き高いことから、北海道においても協同組合の支援をより一層強化する。

北海道は、協同組合が持続可能な地域づくりに貢献できるよう、地域創生の取組みの策定に際しては、協同組合との連携を基本戦略等に明確に位置付けるとともに、協同組合の社会的役割・価値、政策的位置を高めていくための施策について検討を進め、協同組合支援を強化する。

(3) 地域における協同組合の育成・発展に向けた地域住民への周知・啓発

協同組合は、政府の「SDGs 実施指針」における「新しい公共」の担い手として SDGs へ貢献していくことが期待されている。北海道として、広く地域住民へ向けて協同組合の歴史・役割等を周知・啓発するとともに、協同組合の育成・発展のための広報、統一的な統計調査、研修会等を開催する。

(4) 地域における就労創出と住民自治を促進する「協同労働の協同組合」の育成・支援

北海道は、2020年12月に成立し、2022年10月1日より施行される「労働者協同

組合法」の精神や法制化の背景を踏まえ、社会的に排除された人々の就労を通じた社会参加を促進する担い手としての「協同労働の協同組合」や社会的企業の果たす役割を重視し、その育成・支援を充実させるとともに、コミュニティにおける就労と事業化を促進するための政策を推進する。

(5) 持続可能な地域づくりに向けた非営利・協同組織と自治体・行政との協働関係の充実

北海道は、持続可能な地域づくりのために、非営利・協同組織との関係を、単なるコスト削減や下請け型の業務委託ではなく、目的や基準（公正労働基準）を明確にした上での対等なパートナーシップにもとづく協働の関係へと再編成する。そのため、地域福祉の向上と住民自治の促進をはかる目的で、指定管理者制度などの公共サービスを支え充実させるための制度・政策を総合的に見直し、充実させる。

2. 大規模災害等の被災者支援と復興・再生および防災・減災対策の強化

(1) 被災者・避難者への生活支援

北海道は、被災地から道内市町村に避難している方々や「北海道胆振東部地震」の被災者への支援策を一層強化するとともに、以下の取り組みを進める。

- ①地域ごとに被災者・避難者の生活、住居、就労、医療・福祉、感染症予防対策等に関するきめ細かな情報提供や総合相談の体制を整備する。
- ②引き続き、国に対し、「被災者生活再建支援法の狭間」の問題（同一災害における境界線の明暗問題）への対応として法律適用外の被災者への支援策等、被災者生活再建支援制度の拡充を働きかけるとともに、同制度を補完する北海道独自の支援制度について検討を行う。また、本制度の内容について広く道民への周知を図る。
- ③災害ボランティアセンターの役割が大きくなっていることに鑑み、設置・運営（感染症予防対策含む）のために公的な支援（財政的支援や円滑な活動を可能とする体制整備）を継続・強化する。また、緊急的な復旧だけでなく、被災地のくらし全般の復興に必要とされる自治会等地域組織の再生状況の確認や被災者に寄り添う各種サポートの実践に向けた支援体制、市町村や関係機関との連携を強化する。
- ④近年、復興（仮設）住宅、みなし仮設住宅での高齢者の孤独死が増えていることから、入居者の孤立化防止の観点から、相談員による見守り・相談などの寄り添い支援を充実させるためにも、既存コミュニティや自治会、社会福祉協議会やNPO等の支援団体との連携強化をはかり、引きこもり防止に向けた対応を進める。

(2) 平時における防災・減災の対策

北海道は、各地で頻発する自然災害に備え、以下のとおり防災・減災対策を早急に進める。

- ①災害からのくらし全般の復興支援に向けて、平時から行政・社協・NPO等民間の多様な連携の促進に取り組むとともに、非常時に備えた財源づくりを検討する。
- ②全国平均（85.6%）を大きく下回る状況にある、災害時の災害対応拠点となる自治体庁舎・公共施設・医療施設等の耐震化率の向上と自治体庁舎の非常用電源燃料の備蓄不足解消に向けた支援に加え、老朽化した学校設備等の危険個所の点検を徹底する。
- ③災害時に手助けが必要な高齢者や障害者、外国人などの迅速な避難が優先されるよ

う、自治体における避難行動要支援者の名簿の更新を徹底する。さらに「避難勧告等に関するガイドライン（2019年3月29日改定）」が実際の避難行動に結びつくよう、通信手段の確保や情報提供のあり方など情報発信に関する総合的な取り組みを強化する。

- ④学校教育における防災教育や避難訓練の充実を図り、避難対策等を徹底する。
- ⑤災害に便乗した悪質商法・詐欺・空き巣等の犯罪防止に努め、予防啓発を徹底する。
- ⑥住民や企業に対し、日本海溝・千島海溝型地震等の大規模な地震や津波、および台風・大雨による水害や土砂災害など今後想定される大規模災害に備えた避難訓練や防災教育等の啓発活動を強めるとともに、大地震の際に自らの安全を確保する一斉訓練「北海道シェイクアウト」への参加団体拡大をすすめる。
- ⑦新型コロナウイルス感染症が蔓延する状況下において、大規模災害時の避難や避難所における感染症対策の備えを徹底し、地域住民への周知・広報を行う。
特に、道内市町村における感染症対策に伴う避難所不足の解消、感染症対策で必要とされる4品目の備蓄状況の更なる改善に向けた支援や広域的な物資調達の実効性を確保する取り組みを強化する。また、浸水想定区域における安全な避難施設の整備・避難ビル等の指定を徹底する。
- ⑧各市町村に置く個別避難計画の作成にあたっては地域住民をはじめ避難行動要支援者（障害者・高齢者等）とその家族、および福祉や医療関係者等の意見を反映させるとともに地域住民への個別避難計画の意義や事例説明を行い、実効性を高める。
- ⑨災害時においても平時と同水準の危機管理を維持させるため、災害時ケアプラン（避難移動編）を作成する。作成にあたっては「インクルージョン・マネジャー（別府市モデル）」を設置し、その実効性を高める。

3. 格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

(1) 教育の機会均等～奨学金制度等の拡充・改善と教育費の負担軽減～

- ①当協議会が運営に参画する「ほっかいどう若者応援プロジェクト」*の取り組みでは、コロナ禍で経済的に困窮する学生から暮らしや学び、コミュニティの危機に関する多くの切実な声が寄せられている。

北海道は、国に対し、現行の日本学生支援機構の奨学金制度の改善、ならびに、国による給付型奨学金制度のさらなる拡充を積極的に働きかけるとともに、経済的理由によって就学が困難な者の就学へ向けた相談、および、奨学金制度の利用・返還に関する相談などの、相談窓口の整備・拡充を図る。

※コロナ禍によるアルバイト収入や仕送りが減少し経済的に困窮している大学生に食材の支援等を実施するプロジェクト

- ②当協議会が実施する「奨学金に関する電話相談」の相談内容や、また、北海道労働金庫が取り扱う「奨学金借換ローン」の利用実績（2017年10月の制度開始から2021年7月末までの累計で393件・融資額953百万円）からも、奨学金制度利用者が社会人になってからの返済負担が利用者に重く押し掛かっている実態が明らかとなっており、奨学金制度の更なる改善、教育費や奨学金返済の負担を軽減する対策は喫緊の課題となっている。こうした状況を背景に、全国的には2020年6月現在で、すでに32府県・423市町村において地元企業に就職するなど一定の要件を満たした場合に奨学金の返還を支援する仕組みが導入・実施されている。
北海道としても、利用者の返済支援はもとより、「北海道創生総合戦略」の基本戦

略に掲げられている未来を担う若者を支える教育環境を充実させ新規就労支援や人口減少対策をすすめる観点からも、全国の実態やこの間の検討結果を踏まえた北海道独自の給付型奨学金制度や有利子の奨学金についての利子補給、奨学金返済への支援等の制度創設（充実・改善）を検討・実施する。

- ③道内高校生を対象とした公益財団法人北海道高等学校奨学会等で実施している貸与型奨学金制度について、コロナ禍での家計急変により収入が激減した世帯への制度緩和をはかるとともに、返済困難者が増加することが想定されることから相談体制の充実、返済の減免・免除等の救済措置を講ずる。
- ④大学等修学支援法について、新型コロナウイルス感染症による影響で家計が急変した場合も急変後の所得見込みにより要件を満たせば支援対象となることを広く周知広報し、各公立大学で募集を行う。
- ⑤大学の閉鎖や施設の利用制限など学生の学習環境の悪化に伴い、2021年度の公立大学の学費を軽減する。新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う親の収入低下やアルバイト減少による収入減で学費支払いが困難となる学生が多数生じる可能性があることから、公立大学の学費の延納・分納や減免などについて柔軟に対応するとともに、制度の改善（延納時期の延長、分納回数の増加）や、延納・分納の制度がない場合には制度を導入する。また、延納・分納を行う公立大学に対しては必要なつなぎ資金を公的に援助する。
- ⑥家計急変やアルバイトの減少等により、高校、大学等への進学を断念したり退学したりすることがないように、自治体の奨学金制度（給付・貸与）の拡充をはかる。
- ⑦コロナ禍に伴う奨学金の返済困難者の増加に対応し、自治体の奨学金の救済制度を周知徹底し、必要な人が漏れなく返還期限の猶予や減額等の支援を受けられるようにするとともに、保証人を含めて無理な取り立てを行わない。
- ⑧学生は、学習環境の悪化、友人関係構築の希薄さ、生活リズムの崩れ、家族関係の変化等によって心身の安定を維持することが難しくなっており、希死念慮を抱くまで深刻化するケースも少なくない。学生に対するメンタルヘルスの充実を図るため敷居が低い相談やカウンセリング体制の強化を早急に進める。
- ⑨北海道においても、GIGA スクール構想の実現に向け、児童生徒の情報活用能力の育成や情報モラル教育の推進、その基盤となる通信環境と機器の整備等が進められている。

今般の感染症拡大による教育課程への影響を踏まえ、北海道の感染症に関する緊急対策においても GIGA スクール構想の推進加速の取り組みが盛り込まれているが、ICT（情報通信技術）活用による家庭学習支援の実施に際しては、児童生徒の学習の機会均等確保を前提に一部自治体で実施されている Wi-Fi 環境が整っていない家庭に対する支援（通信料負担事業）等、各家庭における情報通信環境の差による教育格差が生じることのないよう配慮した施策を講ずる。

また、児童生徒が配備された情報端末を介して、いじめや性犯罪被害、ネット依存等の SNS リスクに晒されることを防止し、ICT を適切・安全に使いこなすことができるようネットリテラシーなどの情報活用能力の育成、モラル教育の推進に向けた対策を強化する。

(2) 緊急雇用対策

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、安易な雇止めが行われることのないよう企業等に周知徹底するとともに、自治体による自粛指示・要請に基づく休業に対しては、雇用形態を問わず十分な所得補償を行うこと。また、離職を余儀なくされた労働者に対しては早期の再就職が可能となるよう手厚い就労支援や雇用創出事業を行う。そのため、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」等も活用し、必要な財源を確保する。

(3) 生活困窮者自立支援制度の拡充・体制整備

- ① コロナ禍による困窮や生活困難が深刻さを増す中、生活困窮者自立支援制度が本来の役割と機能を果たせるよう、同制度の拡充・体制整備を行うとともに、住民への周知・啓発を徹底する。
- ② コロナ禍に対する相談・支援現場が疲弊し「相談崩壊」を招かないよう、「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金」等を活用し、人員体制の強化をはかる。あわせて、医療従事者等と同様に、生活困窮者自立支援事業の従事者に感謝とエールを送り「慰労金」を支給する。
- ③ 生活困窮者自立支援事業は「人が人を支える」制度であることに鑑み、制度を担う相談員・支援員が一生の仕事として誇りを持って安心して働けるよう、雇用の安定と賃金水準の大幅な引き上げなど処遇の改善をはかるとともに、研修の充実などスキルの向上を支援するための必要な措置を講ずる。
- ④ コロナ禍において自立相談窓口には、若年層、女性、セクシャルマイノリティ、外国人等、対応に特段の配慮や専門性を要する方の相談も見受けられる。生活困窮の背景や支援制度を熟知し、多様な支援機関のネットワークを有した専門相談員の配置を進める。
- ⑤ 生活困窮者自立支援事業の委託契約に当たっては、事業の安定的運営やサービスの質の向上、利用者との信頼関係に基づく継続的な支援、人材の確保やノウハウの継承をはかる観点から、価格競争や単年度実績でのみ評価するのではなく、一定期間事業を委託した結果として得られた支援の質や実績を総合的に判断し、複数年度の委託契約や支援員等人件費の予算を傾斜配分する。
- ⑥ 努力義務化された就労準備支援事業、家計改善支援事業については、2021年度までの集中的な取り組み期間において、道内全ての市町村において両事業が完全に実施されることを目指して取り組む。また、一時生活支援事業、子どもの学習・生活支援事業も含め、各任意事業の実施率を高めつつ、自治体間格差を是正し、全体的な底上げをはかる。
- ⑦ 北海道としての役割やイニシアティブを発揮し、市町村の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくりなどの支援を強化する。とりわけ、家計改善支援など専門性が求められる事業については、広域的事業の実施も含めて自治体間の調整や支援を行う。
- ⑧ 支援対象者の社会参加や就労体験・訓練の場をより多く確保し、地域で支える体制をつくるため、認定就労訓練事業者に対する経済的インセンティブ（優先発注、税制優遇、立ち上げ支援等）の活用や支援ノウハウの提供など、受け皿となる団体や企業が取り組みやすい環境を整備する。とりわけ、改正法で「就労訓練の認定事業

者への受注機会の増大」が努力義務化されたことを踏まえ、関係部局が連携し、自治体における優先発注の取り組みを促進する。

- ⑨ 支援効果の評価にあたっては、経済的自立（就労）のみならず、日常生活や社会生活における自立も含め、支援の段階に応じて適切に評価する。また、道内各市における改正法に基づく支援会議の設置状況や構成等の現状と課題について把握し必要な支援を継続する。
- ⑩ 2020年度より実施された「就職氷河期世代活躍支援プラン」を踏まえ、「中高年引きこもり（8050）問題の当事者」と称される就労困難な世代に対する特段の就労支援策を講ずる。現在、都道府県・指定都市に設置されているひきこもり地域支援センターを市町村にまで拡充させるよう、国へ働きかける。

(4) 生活保護基準の見直しに伴う住民生活への影響への対応

- ① 2018年10月～2020年10月に三度に渡り行われた生活保護基準の見直しに伴う他制度への影響について、実態把握を行い、その影響が及んでいる場合は、従前の基準に戻すとともに、今後とも影響を波及させないようにする。
- ② 生活保護制度の申請は国民の権利であることを広く市民に知らせ、申請書やパンフレットを福祉事務所や行政の各相談窓口を設置する。またコロナ禍においては、申請書等をウェブに掲載し、オンライン申請やFAX申請にも対応するなど、運用の緩和を行う。
- ③ 生活保護法の運用にあたっては、生活資金が逼迫している場合は速やかに保護を開始するとともに、生活保護の申請抑制や扶養義務の強化を招くことがないように、現場に徹底する。
- ④ 生活保護の申請に対し行われる扶養照会は、「扶養義務者による扶養の可否等が、保護の要否の判定に影響を及ぼすものではなく、「扶養義務の履行が期待できない」と判断される扶養義務者には、基本的には扶養義務者への直接の照会を行わない取扱いとしている」（2021年2月26日付社会・援護局保護課事務連絡）ことを踏まえ、最大限に柔軟かつ弾力的な運用を行う。
- ⑤ 住居のない要保護者について、無料低額宿泊所等の集団処遇施設に入居することを条件とする運用を改め、居宅保護を原則するとともに、居宅保護までの一時生活支援においても個室提供を原則とする。
- ⑥ 生活保護行政の公的責任や業務拡大・高度化等を踏まえ、福祉事務所費の大幅な改善を図り、ケースワーカーを増員するとともに、職員の専門性を高めるため国へ財政支援を求める。

(5) 子どもの貧困・虐待対策の強化

- ① 子どもの貧困対策にあたっては、当事者である子どもの視点を大切にし、「将来」だけでなく、「現在」の生活の支援、経済的支援、教育支援に取り組む基本姿勢を一層明確化する。特に、コロナ禍により、格差・貧困の拡大が想定されるため、支援対策をきめ細かく行う。

貧困の削減目標が具体的に設定されている第二期「北海道子どもの貧困対策推進計画」については、教育・福祉・労働等の関係部局の密接な連携のもと、相談支援、教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援等の施策を総合的かつ

効果的に推進し、設定した目標の達成に着実に取り組む。また、努力義務化された市町村における貧困対策計画の策定についても、北海道が目標とする全市町村での策定実施に向けた支援をすすめる。

- ②「子どもの居場所づくり」の活動として全道的な広がりを見せている「子ども食堂」は、単に食事の提供に留まらず、様々な体験や学習の場として、さらに進路相談、いじめや不登校・家庭内暴力相談など「子どもの人権」に係る問題への対応等、多様な機能と役割を有している。「北海道子どもの貧困対策推進計画」では相談・教育・生活の支援に係る施策として「子どもの居場所」を全市町村に設置する目標が掲げられているが、北海道は、子どもの居場所づくり、さらに包括的な相談支援対策としての「子ども食堂」の有用性や可能性とその運営実態に鑑み、次の対策を講ずる。
- a. 安定した運営を確保するための運営資金の継続的な支援等、「支え合いが支えられる仕組み」を実施する。
 - b. 「子ども食堂」に期待される専門性の高い役割・機能の発展に運営者が安心して応えられるよう、振興局単位での運営者の相談窓口の明確化と相談ネットワークを確立する。
 - c. 「子ども食堂」への支援は、運営者のニーズに応える支援者とのマッチングが大切であり、支援者目線で支援者を募集するのではなく、運営者目線で運営者のニーズに沿った支援者とのコーディネーター機能が必要である。
北海道においても、コーディネーターの派遣や電話による相談対応が実践されているが、他府県や札幌市においても始まっている「子供の居場所づくり」を促すため運営団体と支援者を結ぶコーディネーターの配置を振興局単位で実施する。
- ③ 相次ぐ児童の虐待死、児童虐待の増加という現状をふまえて、2023年4月にかけて順次施行される改正児童虐待防止法・改正児童福祉法に基づき、北海道は、実態把握、体制整備、関係機関との連携などの施策を強化する。また、児童虐待相談処理件数の急増に対応し、児童福祉司、相談員、児童心理司等の人材育成・確保を早急に進め、予防的な取り組みを強化し、児童虐待を防止する。

(6) フードバンク活動の促進

- ①「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行および「食品ロス削減推進基本方針」（2020年3月31日閣議決定）を踏まえ、2021年3月に策定された「北海道食品ロス削減推進計画」では、未利用食品等の有効活用を促進する取組みの柱としてフードバンク活動を実施する団体への食品等の提供が明示されている。
- 北海道は、同推進計画に基づき、フードバンクの活動が継続的・安定的に発展できるよう、道内で活動するフードバンク団体との連携強化を図るとともに、推進計画において課題認識として示されているフードバンク団体の基盤強化（活動に必要な人件費への補助、事務所・倉庫・配送用車両等のインフラ整備への助成、人材育成など）に向け、国による補助事業の実施等を踏まえた支援策を拡充する。また、供給される食品の衛生管理・物品管理などの責任のあり方に係る課題についても、行政としての積極的な関与と側面支援を実施する。
- そのため、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」等も活用し、必要な財源を確保する。

- ②フードバンクを食品ロスの削減のみならず福祉分野と災害時の食糧支援システムとして積極的に位置づける。生活困窮者支援に関わる行政や様々な民間団体を通じたフードバンク食品の提供や、パントリー設備の整備、食品ロス削減を通じた環境負荷の低減など、担当部署を明確化したうえで福祉・環境政策とも連携した施策を推進する。

(7) 自死・多重債務対策等

- ①国内の2020年度自殺者数が11年振りに増加に転じ、特に子どもや若者、女性の増加率が顕著となっている。北海道においては、前年比21人減の950人とわずかに減少したものの依然多くの尊い命が失われており、今後コロナ禍が長引くにつれてさらに深刻な事態になることも懸念される。こうした実態に鑑み、北海道は、改正自殺対策基本法および自殺総合対策大綱にもとづき策定された「北海道自殺対策行動計画」を強力かつ迅速に推進し、「北海道自殺対策連絡会議」等の充実を図ることで、自死者30%以上削減とする計画目標を早期に達成する。
- ②北海道では、若年層のいじめや自死防止へ向けた緊急的な当面の対策として、国の委託事業等で実施されているSNS相談活動について試行実施し、相談件数の実績や実施期間の拡充等の施策からも一定の成果を収めている。引き続き、この間の相談対応による具体的成果や課題を踏まえた、より効果的な相談体制を検討のうえ相談体制の充実をはかり、問題の深刻化を未然に防止する。
- また、若年層からのSOSの出し方だけでなく相談を受け止める側の研修を含めた自殺予防教育の充実をはかるとともに、相談対応を主体的に担う活動を展開する民間委託先団体の相談員研修等が、コロナ禍においても適切に実施され体制が維持できるようサポートする。
- ③相談体制が徐々に強化される中、「相談の次」に求められるのは多様な受け皿であり、様々な形の居場所（リアルやネットによってつながる機会）の拡充に必要な費用（人件費や環境整備等）を確保する。また委託団体の実績に応じて複数年度の委託も視野に入れて体制強化を図る。
- ④引き続き、北海道として「多重債務相談強化キャンペーン」と連動した啓発活動、相談・支援活動を積極的に展開するとともに、多重債務者対策本部が貸金業者による脱法行為を厳しく監視できるよう、北海道多重債務対策協議会における実態の検証・分析の強化と多重債務者対策本部との関係で有機的な連携をはかる。また、ヤミ金撲滅に向けて引き続き一層の取り組み強化をはかる。
- ⑤多重債務の誘発が懸念されるカジノ解禁について、北海道は、指摘されている様々な懸念や課題について冷静に分析し、カジノを誘致しない。
- ⑥改正貸金業法の定める総量規制の対象外である銀行カードローンに起因する過剰融資については、政府の多重債務問題に関する有識者懇談会でも指摘されている。また、コロナ禍による収入減に付け込み、利息制限法の適用を逃れる給与ファクタリングや後払い・ツケ払い現金化サービス等を行う新たなヤミ金業者が横行しつつある。北海道においても、多重債務の防止に向けて、啓発活動をはじめ必要な対応をはかる。

(8) 住宅セーフティネットの拡充

- ① 改正住宅セーフティネット法に基づく新たな住宅セーフティネット制度の周知を徹底し、住宅確保要配慮者の入居を拒まない登録住宅を増やすとともに、家賃低廉化補助を拡充する。また、同制度を機能させるために、引き続き、居住支援協議会の設置や居住支援法人の指定を促進し、それらの活動への支援を強化する。
- ② コロナ禍における住宅支援策として以下の対策を行うこと。
 - a. 経済状況が改善するまでの一定期間、家賃滞納者への追い出し行為を行わないよう、公的住宅での家賃減免・猶予制度を積極的に活用するとともに、民間賃貸住宅の家主に対しても損失を補償するなどの支援を行う。
 - b. 行政の保有する居住施設や公的住宅（公営・UR・公社）の空き室を住居喪失者に無償で提供するとともに、NPO や居住支援法人等と連携し、生活・就労支援を行う。
 - c. 改正住宅セーフティネット法に基づく「セーフティネット住宅」等、民間住宅の空き家・空き室を行政が借り上げて、住居喪失者に無償提供する。
- ③ 高齢者の居住用資産の有効活用により生活の安定・向上をはかるため、リバースモーゲージ制度の普及に向けた支援を講ずる。

(9) 「勤労者福祉資金融資制度」の利用促進と制度拡充

- ① 格差・貧困問題の解消に向け、低所得勤労者の生活安定と福祉向上を目的とする当該融資制度の普及はきわめて有用であり、利用促進に向けた対策（制度の改善・広報）の継続と強化が求められる。感染症の影響が拡大する中で道が実施した取扱金融機関へのヒアリング結果では、相談件数は大幅に伸びている（潜在的資金需要はある）が申込利用には至っていない現状や勤続年数要件に係る要望が寄せられているとのことであったが、こうした課題に加えコロナ禍の影響や金融情勢を踏まえた金利水準の引き下げなど、引き続き、関係団体との連携・協働を図る中で利用促進に向けた実効性のある対策を講ずる。
- ② 当該融資制度を利用できる正規常用労働者は、33年間変わらず「中小企業」勤務が条件となっているが、「中小企業従業員」以外にも低所得労働者が多く存在する現代社会において、勤務先で対象者を限定することに正当な理由は見いだせず、経済的弱者を公平・平等に支援する制度とは言い難い実態にある。
北海道民向けホームページの「新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援の一覧」の貸付制度項目に明示されていることから、道としても当該融資制度を生活資金に不安のある勤労者の福祉向上に資する制度として位置付けているものと思料するが、融資対象の制限が利用促進（金融支援）の弊害となっていることも想定される。
については、対象者とする正規常用労働者の定義を「中小企業従業員」から勤務先を制限しない「勤労者」に変更する。（年収要件は従来通り 150万円～600万円）
- ③ 教育資金の融資限度額および融資期間は、他の資金用途と同様に 120万円：8年と定められているが、必要額との乖離が大きい実態にある。経済的な理由による就学断念や、高金利ローン利用による家計破綻を防止すべく教育資金に係る制度の拡充を求める。

4. 消費者政策の充実強化

(1) 地方消費者行政の充実・強化

北海道は、道内の消費者行政に携わる人材の支援・育成、消費者相談体制の維持・強化と消費生活相談員の雇い止め問題への対策の実施、行政処分の執行体制の強化など、道内消費者行政の充実・強化をはかる。

また、国に対して「地方消費者行政強化交付金」の増額を求めるとともに、北海道としても自主財源の増強を含め、消費者行政予算を確保する。

(2) 消費者団体の公益的活動に対する支援

道内で唯一適格消費者団体の認定を受けている「NPO 法人消費者支援ネット北海道」は、訴訟制度により消費者の財産的被害を回復することができる「特定適格消費者団体」を目指し、7月15日に内閣総理大臣に対し認定の申請を行っている。

北海道は、これまでの同法人による公益的な活動の社会的意義を高く評価しているが、引き続き、国内で4団体目となる「特定適格消費者団体」認定に向けた財政面・情報面での最大限の協力と支援を行い、道内における新たな訴訟制度の更なる実効性を確保する。

(3) 地域における消費者教育の推進

北海道は、「消費者教育の推進に関する基本方針」さらに「第3次北海道消費生活基本計画」を踏まえ、「地方消費者行政強化交付金」を活用し、地域での取り組みを促進し、消費者市民社会の形成を進める。特に、2022年4月1日から施行される成年年齢の18歳への引き下げについて、情報の周知を図るとともに、若年層への消費者教育の充実・強化を図る。また、増加する高齢者単独世帯への対策、SDGs 目標に沿った「エシカル消費」の啓発等、消費者育成の施策を継続・強化する。

(4) 消費者と事業者の良好な関係性の促進

北海道として、一部の消費者による過剰な要求、暴言・暴力等の問題について、公共の利益および消費者・労働者双方の権利を守る観点から、消費者と事業者の良好かつ健全なコミュニケーションを促進するよう普及・啓発を更に進めるとともに、問題が発生した際に企業が採るべき対策の指針を周知し共有化をはかる。

(5) 道内物価動向の継続監視

北海道として、消費生活に大きく影響する家庭用エネルギー料金をはじめとする物価動向の適切なモニタリングとその結果情報の効果的な還元を継続する。

家庭用エネルギー料金がすべて自由化された状況を踏まえ、LPガス、石油製品（ガソリン・灯油）については、北海道の消費者の暮らしに欠かせないものであることを踏まえ、公共料金に準じ、価格の決定過程の透明性、消費者参画の機会及び価格の適正性など、様々な観点を踏まえた施策を税負担のあり方等も含め検討、実施する。

5. ディーセント・ワークの確立

(1) 障がい者雇用の促進

厚生労働省北海道労働局の発表によると、北海道における障がい者雇用状況は令和2

年6月1日現在、民間企業における法定雇用率2.2%に対して実雇用率2.35%、法定雇用率達成割合50.9%の状況にある。北海道は、2020年4月に施行された改正障害者雇用促進法に基づき、法定雇用率の速やかな達成に向けた取り組みや法定雇用義務が進んでいない中小事業主への対策、障がい者一人ひとりの特性や場面に応じた合理的配慮の提供が適切に実施されるための指導等、改正内容を確実に実行する。

また、北海道、市町村、及び関連公的機関の雇用促進についても、透明性のある運営を行うとともに、策定された「障がい者活躍推進計画」を着実に実践することで、障がい者が自立して職業生活を送れるよう安定した就労の拡大と障がいのある職員の雇用率2.5%以上とする道としての数値目標の達成を図る。

(2) 職場におけるハラスメントの防止

2020年度の民事上の個別労働紛争の相談件数では、約27万9千件のうち約30%の7万9千件がいじめ・嫌がらせ等であり、多くの労働者が人間関係で悩み苦しむ中でメンタル問題や自死に至るケースが後を絶たない状況にある。

このような状況を踏まえて、北海道は、職場におけるあらゆるハラスメントを根絶するため、ハラスメント対策関連法にもとづき、あらゆるハラスメント防止に対する周知・指導を徹底する。

(3) ワーク・ライフ・バランスの推進

① 北海道は、「北海道働き方改革推進方策」および「北海道働き方改革推進企業認定制度」に基づき、仕事と家庭・子育てが両立できるよう、労働時間短縮などワーク・ライフ・バランスの取り組みをより積極的に進め、労働者の福祉の増進がはかれる対策を強化する。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、広くテレワークの導入が呼び掛けられ実施が加速している状況にあるが、仕事の成果や生産性向上とワーク・ライフ・バランスの関係性などの懸念される課題もあることから、北海道として実態把握に努めるとともに、長時間労働の防止等、時間管理や安全衛生面において安心・安全な労働が確保できるよう使用者側への対応を適切に実施する。

② 北海道は、要介護者のいる労働者が介護を理由に退職しないよう、地域包括支援センターの周知に努めるとともに、介護者のニーズに応じたサービスを提供するよう努める。また、介護従事者が働き続けられるよう、国とも連携し賃金・処遇の大幅な改善をはかる。

③ 北海道は、引き続き、待機児童の解消に向けて保育士の人材確保、処遇改善を進めるとともに、保育の質の向上、事故防止等の観点から教育訓練を実施・促進する。

6. 安心・信頼できる社会保障の構築

(1) 子育て支援

① 妊娠・出産期からの相談や支援につなげられるよう、自治体の相談窓口を地域の中に拡充するとともに地域ごとの相談対応に濃淡の無いよう相談対応者の育成を図る。また、出産後1年以内に母子の心身の状態に応じた保健指導や相談を行う「産後ケア」を市町村の努力義務とする改正母子健康法の成立を踏まえ、産後ケアセンターの設置等、各市町村における産後ケア事業の普及促進に向けた指導・連携を強化す

る。

- ② 必要な財源を確保したうえで、良質な保育・幼児教育など子ども・子育て支援策を充実する。保育・幼児教育の人材を育成・確保・適正配置し、処遇を改善する。

(2) 安心の医療・介護体制の整備

【医療分野】

- ① 引き続き、道内における総合診療医や訪問看護師の育成・確保に取り組み、地域包括ケアシステムの構築と在宅医療の受け皿を拡充する。また、医療従事者の育成・確保の前提となる医療従事者の働き方改革を進めるため医師等を増員する。
- ② 地域医療構想の実現にむけた地域や関係機関との連携を強化するとともに、新型コロナウイルス感染症が地域医療に与える影響を考慮し、感染症対策等の非常時の対応課題となっている医療機関間の役割分担・連携体制の構築も含め、あるべき地域医療体制についての協議を早急に開始する。
- ③ コロナ禍が長期化する中、地域の医療機関では新型コロナウイルス感染患者の入院受け入れ等の対応を継続しており、今後は相談窓口・初期対応も担うことから、地域医療において重要な役割を担う医療機関が事業継続できるよう財政支援を行う。
- ④ 医療機関や介護・福祉施設でのクラスター防止のため、医療・介護・福祉施設で働くすべての従事者を対象に、新型コロナウイルス検査を定期的に公費負担で実施する。
- ⑤ 医療及び介護従事者に対する偏見や差別をなくすため、併せて過度な受診控え・健診控えをせずに適切に診療・健診を受けるよう、市民に対する啓発を行う。また、風評被害への対策強化・相談窓口の設置を行う。
- ⑥ 医療機関に対する助成金（空床補填や感染防止対策費など）については、都道府県で支給基準に差異があり給付も大きく遅れるなど混乱が生じていることから、支給基準の標準化や手続きの簡素化と速やかな給付および財政支援の拡大をはかる。
- ⑦ 新型コロナウイルス感染症対応の柱となる保健行政を強化するため、保健師等の増員など保健所の体制・機能を強化し、地域保健衛生施策の拡充をはかる。
- ⑧ 新型コロナワクチン接種に関して、副反応など市民の不安に対する適切な情報提供を行うとともに、接種を希望しない人に対する差別等が起きないような配慮を行う。

【介護分野】

- ① 要介護1・2には認知症の方が多く、利用者がサービスを受ける権利を保障するという観点からも、要介護1・2に対する介護保険サービスの地域支援事業への移管検討にあたっては、サービスの低下を招く見直しとしないようにする。
- ② 地域支援事業（総合事業）では、利用者・地域住民がサービスを受ける権利が保障され、総合事業の事業費上限を緩和し、自治体独自の財源補填を可能とするなど適正な事業単価を設定し継続性のある事業を実施する。
- ③ 「介護離職ゼロ」を実現する前提として「介護職員離職ゼロ」になるよう、全ての介護従事者の処遇改善策を継続実施するよう道として国に強く求める。
- ④ 地域において、認知症の方の見守り活動に取り組む NPO や市民団体等に対する支援を継続し拡大する。また、「SOS ネットワーク」など徘徊認知症高齢者の早期発見・保護を目的とする取り組みの普及に努める。

- ⑤ 成年後見人制度及び市民後見人制度について、道が実施してきた市民後見人養成の活動を継続するなど、後見人の確保・育成、制度利用の周知のための支援を行う。
- ⑥ 道が初めて実態調査を行ったヤングケアラーを含む家族の介護や世話をする介護者（ケアラー）に対する支援策の具体化（予定される支援促進条例の制定・関係機関との連携等）、更に無自覚者への啓発活動等の対応策を早急に検討する。また、市町村において介護者（ケアラー）が孤立しないよう、経済的な問題や身体的・精神的負担、就労など困り事に寄り添う相談体制の整備と相談員の確保・育成を行うための支援を強化する。
- ⑦ 地域包括支援センターの機能を強化し、実施体制を整備するため、市町村ごとに基幹的役割を果たす地域包括支援センターの設置を促進する。また、地域包括支援センターの安定運営に向けて、市町村による財政措置、人材確保や教育研修などの施策を強化する。

7. 暮らしの安全・安心の確保

(1) LP ガスの問題

総務省北海道管区行政評価局では、北海道内の LP ガス販売事業者における関係法令等の遵守状況、行政機関等における取引状況等について調査し、その結果に基づき北海道経済産業局に対して必要な改善措置を講ずるよう改善通知が出されているが、令和 2 年度資源エネルギー庁地方 LPG 懇談会での各都道府県の指導状況報告では、北海道における「料金公表の未対応」「料金変更の際の事前通知の未実施」が確認され、依然として、料金の開示状況、販売契約時の説明状況等、消費者が望むレベルでの LP ガス販売取引の透明化が進んでいない実態にある。

また、賃貸集合住宅に関しては、LP ガス業界と不動産業界の間で賃貸集合住宅建設におけるエアコンや温水洗浄便座等の設備の無償貸与という商習慣があり、その設備料金を明示せず、ガス料金に上乗せして高額化している問題、さらに入居者が賃貸集合住宅等の不動産物件を探している時にはガス料金はわからず、入居後の供給契約締結時に始めて料金がわかるという問題が明らかとなっており、事実上、消費者に選択を与えないビジネスモデルが慣習化している実態にある。

よって、道に対して次の点を要望する。

- ① 液石法令の遵守状況、取引適正化ガイドラインの遵守状況、LP ガスの取引に係る慣行等における改善状況等検査結果の評価を随時公表し、現状是正に向けた対策を講ずること。
- ② 賃貸集合住宅等の不動産物件を探している消費者に対し、事前の入居条件における LP ガス料金表及び設備料金等を確認するよう啓発するとともに、不動産仲介業者に対しても、物件紹介時に料金表の提示を求められることを啓発すること。
- ③ 定着推進に当たっては、北海道主催による行政・業界および消費者を含めた懇談会時にモデル事例の進捗について公開し、課題に対する消費者の意見反映を行うこと。

(2) SS 過疎地問題

「SS 過疎地」問題は、人口の過疎化と高齢化が進む道内の市町村にとってはきわめて深刻な問題であり、とりわけ冬期間における暖房燃料や公共交通機関の乏しい地域での移動手段として欠くことのできない車の燃料等、石油商品の安定供給は、当該地

域住民が安心して暮らすためには絶対不可欠といえる。

過疎地域でのガソリンスタンド不足が深刻化し、全国的にも当該地域住民の生活に影響が及んでいる状況下で、経済産業省は今般、「新車の電動化」推進に伴い、今後ますますガソリン需要が縮小し、そのことによって経営悪化が見込まれるガソリンスタンドの支援策を強化する目的から、2022年度の概算要求で一定額(14億円)を要求することとしている。

現下のスタンド不足は、高齢者への灯油配送問題と合わせて極めて深刻な問題であり、道としても責任をもって対処していかなければならない課題である。そのため道には、当該地域自治体との連携を更に強化し、「SS 過疎地協議会（事務局：資源エネルギー庁）」との連携をはじめとする国への働きかけは勿論のこと、建設的な方途を見出すための主体的な取組みを要請する。

(3) 「福祉灯油制度」の拡充

当協議会が2016年1月29日付で北海道知事へ提出した「福祉灯油制度の充実にかかわる提言」の趣旨を踏まえ、かつ、消費税の引き上げやコロナ禍による外出自粛要請に伴う消費量増加の影響による経済的困窮をとまなう高齢世帯、住民税非課税世帯、一人親世帯、障がい者のいる世帯等、生活環境を鑑み「福祉灯油制度」の拡充をはかる。

- ①国に対して「福祉灯油」に対する補助金の増額を強く要請する。
- ②「福祉灯油」又はこれに類する支援制度の未実施の市町村に対し、制度化の促進に向けた指導を強化する。
- ③各市町村の「福祉灯油」をはじめとする灯油代支給制度は、その支給金額に大きな格差があることから、厳冬を抱える北海道全域のセーフティネットとして充分機能するよう「地域づくり総合交付金」等による補助金の増額と合わせて、その使途・基準を明確にすることや全生活保護世帯への支給などについて指導を強化する。

(4) 公営住宅高層階への灯油配達支援

公営住宅住民の高齢化の進行に加え、灯油配達業者の高齢化も重なり、公営住宅高層階への灯油の配達「階上げ」が、新たな問題として発生している。昨年、北海道として、公営住宅における「階上げ」の実情について灯油供給事業者などの関係団体を交えて早急に現場での実態調査を行い、問題解決にむけた推奨事例を自治体にむけ発信することとした結果について、回答されたい。併せて、支援策については、検討会を設置して速やかに対応策を検討する。

8. その他

(1) 「北海道労働資料センター」の運営体制強化

「北海道労働資料センター」は、北海道における“歴史的労働関係資料”を系統的に収集、整理、保存、且つ展示公開を以って“北海道の学術と文化及び産業、経済活動に資する”ことを目的に設置され、持続的な管理・運営の下「近代的な労使関係の構築」や「勤労者の生活・文化・福祉の向上」に活用されることが期待されている。しかし、①労働資料の収集、保存、補修及び閲覧者に対する検索サービス、②労働情報の収集、提供及び利用者に対するレファレンス(調べもの)サービス、の提供体制は、

極めて厳しい現状にあり、資料センターの認知度低下と利用低迷の一因となっている。

改めて、「北海道労働資料センター」設立の原点に立ち返り、幅広く道民の便に供するためには、“最新の労働情勢の提供”を可能とする、新たな寄贈受入れ及び定期刊行物の購入体制への再構築が急務と考えられる。よって、そのための運営資金等、財政的な裏付けの確保、および管理運営体制の更なる充実強化への検討を要望する。

以上